

商品概要説明書  
【マイカーローン】

平成24年4月16日現在

商品名	マイカーローン
お使いみち	本人または同居の家族が必要とする次の資金にご利用いただけます。ただし、営業用自動車は除きます。 ・自動車、自動二輪車（中古車含む）のご購入、ご購入に付帯する諸費用 ・自動車等の点検・車検・修理費用、共済（保険）掛金 ・運転免許取得費用、カーナビ等のカー用品ご購入 見積書・契約書等にて金額等を確認させていただきます。
ご利用 いただける方	JA管内に居住、または勤務されている方。 お借入れ時の年齢が満18歳以上で、最終返済時の年齢が満71歳未満の方。 （インターネット申込では、満20歳以上からの受付となります。） 前年度税込み年収（自営業者の方は税引前所得）200万円（農業者の場合は150万円）以上ある方。 自営業者の方は、営業開始後3年以上経過していること。 JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 その他JAが定める条件を満たしている方。
お借入れ額	500万円以内（単位：1万円）で、所要金額の範囲内とします。
お借入れ期間	6か月以上7年以内とします。
お借入れ金利	固定金利型で、お借入れ当初の金利を完済時まで適用いたします。 金利は、店頭に提示します。詳細は、JAの各支店窓口へお問い合わせください。
ご返済方法	元利均等返済（毎月のご返済額【元金＋利息】が一定額となる方法）とし、「毎月返済方式」・「特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え、6か月毎等特定月に増額して返済する）」のいずれかをご選択いただけます。 なお、特定月増額返済に充てる金額は、お借入れ額の50%以内です。
担保	不要です。

**保証**

J Aが指定する保証機関の保証をご利用いただけます。

正組合員の方：三重県農業信用基金協会

准組合員・員外の方：(社)三重県農協信用保証センター

未成年者のお借入れの方は、次の要件を満たす法定代理人に連帯保証人としてご加入いただけます。

- ・安定した収入があり、前年度税込み年収（自営業者は税引前所得）200万円以上ある方
- ・同一地区内に1年以上居住している方
- ・勤続（営業）年数が3年以上ある方

**保証料**

お借入にあたっては、年0.5%～1.2%の保証料（審査結果により異なります。）が別途必要で、一括払い・分割払いのいずれかご選択いただけます。

**一括払い**

お借入れ時に一括してお支払いいただけます。

（例）お借入額200万円、保証料率1.0%の場合

お借入期間	3年	4年	5年	7年
概算保証料	30,257円	39,858円	49,348円	68,016円

**分割払い**

ご返済日の元金返済に併せ、保証料をお支払いいただけます。

**手数料**

ご融資の際の事務取扱手数料、全額または一部繰上返済時の手数料、ご返済条件を変更される場合の手料は、次のとおりです。

JA名	事務取扱手数料	全額繰上返済	一部繰上返済	ご返済の条件の変更
JAくわな	200万円以内：1,050円 500万円以内：3,150円	200万円以内：1,050円 500万円以内：3,150円 ただし、お借入期間が1年以内の場合は不要です。	—	5,250円
JAながしま	—	借入期間が3年以内：3,150円 借入期間が3年超～5年以内：2,100円 借入期間が5年超～7年以内：1,050円	1,050円	1,050円
JAいなべ	525円	残高に対して0.5%分の手料をいただきます。（上限：5,250円）	—	5,250円
JA三重四日市	315円	借入期間が5年以内：3,150円 借入期間が5年超～7年以内：2,100円	2,100円	1,050円
JA鈴鹿	—	5,250円	3,150円	5,250円
JA津安芸	210円	—	—	—
JA三重中央	1,050円	1,050円	1,050円	5,250円～ 10,500円
JA一志東部	—	—	—	—
JA松阪	—	1,050円	1,050円	—
JA多気郡	250円	—	—	—
JA伊勢	—	借入期間が3年以内：3,150円 借入期間が3年超～5年以内：2,100円 借入期間が5年超～7年以内：1,050円	2,100円	1,050円
JA鳥羽志摩	—	—	—	—
JAいがほくぶ	—	借入期間が3年以内：3,150円 借入期間が3年超～5年以内：2,100円 借入期間が5年超～7年以内：1,050円	2,100円	1,050円
JA伊賀南部	—	—	—	1,050円
JA三重南紀	—	2,100円	2,100円	1,050円

<p><b>苦情処理措置</b></p> <p><b>および</b></p> <p><b>紛争解決措置</b></p> <p><b>の内容</b></p>	<p><b>苦情処理措置</b></p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、お申込みいただきました J A にお申し出ください。J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、三重県農業協同組合中央会が設置・運営する三重県 J A バンク相談所（電話：059 - 229 - 9104）でも、苦情等を受付けております。</p> <p><b>紛争解決措置</b></p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関に直接お申し出いただくか、あるいは「お申込みいただきました J A」もしくは「三重県 J A バンク相談所」にお申し出ください。</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）  第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）  第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）  横浜弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）  山梨県弁護士会民事紛争処理センター（電話：055-235-7202）  新潟県弁護士会示談あっせんセンター（電話：025-222-3765）または  （電話：025-224-2082）  愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777）  京都弁護士会紛争解決センター（電話：075-231-2378）  兵庫県弁護士会紛争解決センター（電話：078-341-8227）  広島弁護士会仲裁センター（電話：082-225-1600）  愛媛弁護士会紛争解決センター（電話：089-941-6279）  福岡県弁護士会紛争解決センター（電話：092-741-3208）  （天神弁護士センター）</p> <p>仙台弁護士会紛争解決支援センター  山形県弁護士会示談あっせんセンター  埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター  富山県弁護士会紛争解決センター  静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター  総合紛争解決センター（大阪府）  岡山弁護士会岡山仲裁センター  鹿児島県弁護士会紛争解決センター</p> <p>} J A バンク相談所を通じてのご利用となります。  上記三重県 J A バンク相談所にお申し出ください。</p>
<p><b>その他</b></p>	<p>お申込みに際しては、J A と J A が指定する保証機関において、所定の審査をさせていただきます。なお、審査結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。現在のお借入れ金利やご返済額の試算については、J A の各支店窓口へお問い合わせください。</p>